

## 第50回 3・13 重税反対全国統一行動 福島県中央集会

日時 3月13日(水)午前11時開会  
会場 福島県教育会館

**会員のみなさん申告書を持って集まりましょう！  
申告のない人も3・13集会に参加しましょう！**

3・13重税反対全国統一行動は、今年で五〇回という記念すべき年を迎えました。「重税でくらし・商売潰すな」「不公平な税制を止め」と毎年全国各地で集会とデモ行進が行われています。今年の特に「消費税10%へ引き上げ」が10月にも実施されようとしており、「複数税率で混乱は必至」「インボイスで取引から排除」「軽減税率で金持ち優遇」など問題が多く、経済界からも増税中止の声が上がっており

ります。あの3・11から8年が過ぎようとしております。原発事故の影響がいまだ色濃く残っているにもかかわらず、東電はADRの調停案も拒否するありさまです。国もオリンピックを前に、事故は終わったことにしようとしており、こうした国と東電の態度は到底許せません。集会で抗議の声をあげましょう。

### 3・13集会参加のみなさん

会場は10時から受け付けます。

申告書、印鑑を忘れずに持参して遅くとも11時までには会場におはいりください。駐車スペースはありません。車は近くの有料駐車場にどうぞ。

## いちどに納税が大変な場合は「納税の猶予」「換価の猶予」を申請しましょう

申告計算は進んでいますか。所得税はいくらになりそうですか。消費税の納税はありませんか。各地で計算会が始まっています。その中で、「納税が大変」という話が出ています。

今年の自主計算パンフレットの十六ページには「権利として納税緩和制度の活用を」と題して解説が載っていますので是非ご覧ください。申告納税制度は、憲法の「主権は国民に存する」という国民主権にもとづいており、二十五条では「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しておりますことから、一度に納税が困難な場合は「権利」として、分割で納税することを主張しても何ら不利益になることはありません。

「納税の猶予」は、自然災害や火災、盗難、家族の病気、事業の休・廃業、事業の著しい損害、またはこれらに類する場合、納税の猶予が可能です。

「換価の猶予」は、事業の継続、生活の維持をするうえで、これを困難にする財産の差し押さえを猶予し、または解除することができるといふもので、申請書がありますから、遠慮しないで活用しましょう。

いずれも申告学習会等で説明しますから、納税が困難だと思つ方は、ぜひご相談ください。個人情報ですから、秘密は守ります。

申告計算会  
日時と会場

3月3日(日)午後1時半  
飯坂学習センター  
霊山 遠藤宅

3月10日(日)  
午後1時  
成川集会所